

広告を掲出する権利の売却に係る仕様書

この仕様書は、山形県庄内総合支庁舎に広告を掲出するために必要な事項を定めるものである。

1 広告を掲出する媒体等

(1) 広告媒体

山形県庄内総合支庁舎（東田川郡三川町大字横山字袖東19番1）内

【参考】

- ・土、日及び祝日並びに12月29日から1月3日は閉庁日
- ・勤務する職員数 約500人（平成30年4月現在）
- ・来庁者数 約400人（1日当たり平均）（平成23年度調査）
- ・食堂利用者 約70～80人（1日当たり平均）（平成29年度調査）

(2) 期間

広告を掲出できる期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

(3) 広告を掲出できる場所及び掲出可能数等

場 所	掲出 可能面数	広告掲出 期間	物件 (入札) グループ
イ 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁本庁舎 1階ロビー行事案内板横 0.5㎡（縦0.841m、横0.594m）	1面	平成31年 4月1日 から	A
ロ 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁本庁舎 西側階段1階と2階の間の踊り場壁面 （壁面向かって左側） 0.5㎡（縦0.841m、横0.594m）	1面	平成32年 3月31日 まで	
ハ 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁本庁舎 1階食堂西側壁面（壁面向かって左側） 0.5㎡（縦0.841m、横0.594m）	1面		
ニ 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁本庁舎 1階エレベーターホール東側壁面 （総合案内窓口側） 0.5㎡（縦0.841m、横0.594m）	1面	平成31年 4月1日 から 平成32年 3月31日 まで	B
ホ 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁本庁舎 西側階段2階と3階の間の踊り場壁面 （壁面向かって右側） 0.5㎡（縦0.841m、横0.594m）	1面		

へ	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁本庁舎 1階食堂西側壁面（壁面向かって右側） 0.5㎡（縦0.841m、横0.594m）	1面		
ト	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁本庁舎 西側階段1階と2階の間の踊り場壁面 （壁面向かって右側） 0.5㎡（縦0.841m、横0.594m）	1面	平成31年 4月1日 から 平成32年 3月31日 まで	C
チ	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁本庁舎 西側階段2階と3階の間の踊り場壁面 （壁面向かって中央） 0.5㎡（縦0.841m、横0.594m）	1面		
リ	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁本庁舎 1階食堂北側壁面（壁面向かって右側） 0.5㎡（縦0.841m、横0.594m）	1面		
ヌ	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁本庁舎 西側階段1階と2階の間の踊り場壁面 （壁面向かって中央） 0.5㎡（縦0.841m、横0.594m）	1面		
ル	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁本庁舎 西側階段2階と3階の間の踊り場壁面 （壁面向かって左側） 0.5㎡（縦0.841m、横0.594m）	1面	平成31年 4月1日 から 平成32年 3月31日 まで	D
ヲ	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁本庁舎 1階食堂北側壁面（壁面向かって左側） 0.5㎡（縦0.841m、横0.594m）	1面		

※1 掲出する広告物が掲出可能数に満たない場合、掲出を行わないパネルには、県がその事業に関するポスターを無償で掲出できるものとする。

※2 契約期間の更新は行わない。

(4) 掲出広告の規格

- ① 広告の種類 広告ポスター
- ② ポスターのサイズ A1判 縦 以内

2 広告の募集

広告を取扱う者は、広告の掲出を希望する広告主を募集することができる。

3 広告の範囲

山形県庄内総合支庁舎に掲出できる広告の範囲は、「山形県広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び「山形県庄内総合支庁舎広告掲出基準（以下「掲出基準」

という。)」に定めるところによる。

4 掲出する広告物等の審査

- (1) 広告掲出者は、掲出する広告物の内容及び広告主について、その都度広告掲出前に、要綱及び掲出基準に定めるところにより「山形県庄内合支庁舎広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）」の審査を受けるものとする。
- (2) 広告を取扱う者は、前項に規定する審査を受け、承認を受けなければ広告を掲出することができない。
- (3) 審査に際しては、別添「庄内総合支庁舎広告掲出審査票」に掲出する広告を添付し、掲出予定日の原則7日前までに契約担当局に提出しなければならない。
- (4) 審査委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め意見又は説明を求めるときがある。

5 広告の掲出及び撤去方法

広告物の掲出は、県が設置する広告枠に掲出すること。広告枠に広告物を掲出する際は、広告を取扱う者自らが契約に関する事務を担当する部局職員の立会いのもと行うこと。

6 費用の負担

広告の作成及び掲出並びに撤去に係る経費は、広告主又は広告を取扱う者の負担とする。

7 広告を取扱う者の責務

- (1) 広告を取扱う者は、広告の内容その他広告に関する事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。
- (2) 広告を取扱う者は、広告の掲出により県及び第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において解決しなければならない。
- (3) 広告を取扱う者の責めに帰すべき事由により、掲出場所又はパネル等の全部又は一部をき損した場合は、広告を取扱う者の負担で原状に回復しなければならない。